

京田辺市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（R 6. 6策定） の概要について

1 計画の基本的事項

1. 計画策定の背景・目的

廃棄物行政を取り巻く状況の変化や社会環境の変化を踏まえ、市民・事業者・行政の協働のもと、さらなるごみの減量・リサイクルを進め、持続可能な循環型社会の形成を目指す。

2. 計画の位置づけ

廃棄物処理法第6条第1項の規定により策定する一般廃棄物処理計画の一部であり、京田辺市における一般廃棄物（ごみ）処理計画は、京田辺市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下、本計画という。）と京田辺市一般廃棄物処理実施計画により構成されます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律
(一般廃棄物処理計画)

第六条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定めなければならない。

3. 計画期間

令和6（2024）年度を初年度、令和10（2028）年度を中間年度、令和15（2033）年度を最終年度とします。

2 ごみ処理基本計画

1. ごみ処理の現状

ごみの排出量は減少傾向ですが、近年は減少幅が小さくなったり、新型コロナウイルス感染症拡大期等の影響を受けていたりしています。

一人一日当たりの排出量について、令和3（2021）年度における京都府内平均を下回っています。

資源化量は、微減傾向となっています。

2. 基本理念と基本方針

＜基本理念＞循環型社会を形成し、環境にやさしいまちづくり

- [基本方針1] ごみの発生抑制、再使用の促進
- [基本方針2] 分別排出・リサイクルの促進
- [基本方針3] 経済的・安定的なごみ処理システムの構築
- [基本方針4] 情報発信と環境教育・普及啓発

3. ごみ処理の目標

計画の数値目標は次表のとおりです。

| 目標項目 | 令和3年度 (2021年度) 実績 | 令和10年度 (2028年度) 中間目標 | 令和15年度 (2033年度) 最終目標 |
|---------------|-------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 1人1日あたりのごみ排出量 | 697g/人・日 | 640g/人・日 | 600g/人・日 |
| リサイクル率 | 16.9% | 19.0% | 20.9% |

・本計画記載のリサイクル率＝資源化量／総排出量 * 100

4. 目標達成に向けた施策

- [基本方針1] ごみの発生抑制、再使用の促進

- ①市民・事業者への啓発活動の推進
- ②食品ロスの削減【重点施策1】
- ③プラスチックごみの削減【重点施策2】
- ④リユース（再使用）の推進【重点施策3】

- [基本方針2] 分別排出・リサイクルの促進

- ①分別排出に関する啓発・指導の推進
- ②紙資源のリサイクルの推進【重点施策4】
- ③多様なリサイクル活動の促進

- [基本方針3] 経済的・安定的なごみ処理システムの構築

- ①収集・処理体制の整備・充実
- ②ごみの適正処理の推進
- ③不法投棄対策の推進
- ④ごみ処理手数料の適正化
- ⑤災害廃棄物処理の体制整備と啓発推進

- [基本方針4] 情報発信と環境教育・普及啓発

- ①分かりやすい情報発信による環境意識の底上げ
- ②環境教育・環境学習の充実
- ③地域の環境美化活動の推進

5. 市民・事業者・行政の役割分担

計画を着実に推進するためには、ごみを排出する主体である市民・事業者及びごみ処理事業を運営する行政といった、関与するすべての主体が、それぞれの立場に応じた役割と責任を認識しつつ、取組みを進めることができます。

3 食品ロス削減推進計画

1. 計画の基本的事項

食品ロスの削減は国際的にも重要な課題となっていて、国においては、食品ロスの削減を総合的に推進するため、「食品ロス削減推進法」が施行されました。

こうした背景を踏まえ、本市では、「京田辺市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」において食品ロスの削減を重点施策に設定しました。そして、市民・事業者・各種団体・行政の多様な主体の連携によるさらなる食品ロス削減を計画的に推進していくために、「京田辺市食品ロス削減推進計画」を策定し、京田辺市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画のうち食品ロス削減に関する事項の個別計画として位置付けます。

2. 基本理念・基本方針・基本目標

＜基本理念＞めざそう！フードロス・ゼロ 京田辺

〔基本方針1〕 食品ロスの削減を促す普及啓発

〔基本方針2〕 市民・事業者等と連携した取組みの推進

〔基本方針3〕 食品廃棄物の循環利用の促進

〔基本目標〕 平成12（2000）年度推計値の半減

本市の1人1日あたりの食品ロス量は、令和3（2021）年度に101.2g/人・日と推計され、令和12（2030）年度の京都府の目標106g/人・日及び国の目標112g/人・日をすでに達成しています。目標値は国も京都府も平成12（2000）年度の半減であるため、本市もこれにならい、更なる削減を目標とします。

食品ロスの着実な削減



＜市民の役割＞

- ・食品ロス削減施策への参画
- ・食品ロス削減の自主的取組み
- ・事業者取組みへの協力



＜事業者の役割＞

- ・食品ロスの把握と社員啓発
- ・食品ロス削減の取組みの推進
- ・食品廃棄物の有効活用



＜行政の役割＞

- ・食品ロスに関する啓発推進
- ・食品リサイクルの促進
- ・先進的な取組みへの支援

4. 食品ロス削減に向けた施策

[基本方針1] 食品ロスの削減を促す普及啓発

- ①環境学習・教育の充実
- ②食品ロス削減方法の発信

[基本方針2] 市民・事業者等と連携した取組みの推進

- ①食品関連事業者における食品ロス削減の取組みの促進
- ②フードドライブ活動の促進
- ③各主体との連携強化

[基本方針3] 食品廃棄物の循環利用の促進

- ①食品廃棄物の堆肥化
- ②食品リサイクルの調査